重金属・残留農薬等の分析費用支援について

　　米穀の輸出に当たっては、輸出先国の重金属や残留農薬等に係る基準値（以下「重金属・残留農薬等基準値」という。）や海外実需者が求める重金属や残留農薬等に係る基準値に適合する必要があることから、戦略的輸出事業者が輸出する日本産米を対象に重金属・残留農薬等の分析費用を下記のとおり支援する。

記

１　対象者

　　戦略的輸出事業者

戦略的輸出基地のうち日本産米を輸出するために戦略的輸出事業者等へ出荷する者

２　補助の要件

　　分析結果を一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会（以下「全米輸」という。）に報告することを補助の要件とする。

３　補助の上限

(1) 特段の事情がある場合を除き、戦略的輸出基地（産地）の年産・銘柄ごとに１検体までとする。

ただし、ＥＵ向け輸出のための精米の無機ヒ素分析費用については、基準値の引き下げを踏まえ、ＥＵ向け及び他国向けのコメ輸出への影響が生じないようにするため、産地・年産・銘柄ごとに１検体までの制限を設けず、輸出の都度の申請も可能とする。

(2) １検体当たりの上限

①　４(1)又は(2)の場合　５万円（消費税抜き）（補助率：定額）

②　４(3)の場合　　　　 ２万５千円（消費税抜き）（補助率：１／２以内）

　※　補助対象経費：役務費（分析費用は補助対象とするが、サンプル費用（米代金）及び発送料は補助対象外とする。）

４　分析項目

(1)　輸出先国・地域における重金属・残留農薬等基準値が日本国内の基準値より低いもの

　　（例）トリシクラゾール(日本:3mg/kg(ppm)、EU:0.01mg/kg(ppm))

カドミウム(日本:0.4mg/kg(ppm)、

香港・中国・台湾・シンガポール・EU:0.2mg/kg(ppm))

(2) 日本国内では基準値が設定されていない重金属・残留農薬等であって、輸出先国・地域では基準値が設定されているもの

　　（例）無機ヒ素（精米）(香港・中国・台湾・シンガポール：0.2mg/kg(ppm)、

EU：0.15mg/kg(ppm))

無機ヒ素（玄米）(香港・台湾・シンガポール：0.35mg/kg(ppm)、

EU：0.25mg/kg(ppm))

(3)　(1)及び(2)には該当しないが、海外実需者の求めに応じて分析を行う重金属・残留農薬等（日本国内の基準値より低い又は日本国内では基準値が設定されていないものについて、海外実需者から求めがある場合に限る。）

５　実施計画申請手続

　重金属・残留農薬等の分析費用支援実施計画書（様式１）（輸出先国、分析項目等（見積・料金表等を添付））を作成し、令和７年２月15日までに全米輸へ申請するものとする。ただし、４の(3)の場合であって、新たな国・地域向けの輸出に係る取組以外の場合は、コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領第８に基づき、あらかじめ輸出拡大計画を全米輸に提出した上で実施計画を提出するものとする。

全米輸は、提出された実施計画を審査の上、必要と認められる場合には当該実施計画を承認するものとする。

なお、実施計画を変更する必要が生じた場合は、速やかに全米輸に連絡するとともに、重金属・残留農薬等の分析費用支援実施計画書（様式１）により計画変更の申請を行うものとする。

６　実施報告及び支払申請手続

　　コメ・コメ加工品規制対応事業実施要領第８の８に基づき、事業完了後速やかに実施報告を行うとともに、事業完了分の支払いを受けようとするときは、「実施報告書及び支払申請書」又は「実施報告書」の提出を行うものとする。

７　事業遅延の届出

戦略的輸出事業者又は戦略的輸出基地は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難となった場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は、補助事業の遂行が困難となった理由を速やかに全米輸に届け出なければならない。

８　その他

戦略的輸出事業者又は戦略的輸出基地は、本事業の活用により支援を受けて行う取組のためのコメ・コメ加工品の輸出に当たり輸出先国の植物検疫や食品衛生に係る規制に関係する可能性のある問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、速やかに情報提供を行うものとする。

また、本事業の活用により支援を受ける戦略的輸出事業者又は戦略的輸出基地は、支援を受けることとなる取組の内容にかかわらず、上記問題が生じた場合には、全米輸及び農林水産省に対し、情報提供を行うこととする。

なお、当該情報提供を行ったことをもって、全米輸及び農林水産省が当該問題を解決することを約束するものではないことに留意すること。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】  一般社団法人全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会  　事務局　仲地、伊藤  E-mail:jimukyoku@zenbeiyu.or.jp TEL:０３－５６４３－１７２０ |

（参考）

　１　国・地域別の残留農薬基準値（別添１）については、以下の農林水産省ホームページで情報提供しています。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html>

　　 上記の残留農薬基準値の基準値取得日は2023年３月１日となっていますので、最新の残留農薬基準値は、以下の各国・地域等のＭＲＬ確認Ｗｅｂサイト等をご活用下さい。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/zannou\_kisei-309.pdf

　２　各国におけるコメの重金属及び汚染物質の主な規制等（別添２）については、以下の農林水産省ホームページで情報提供しています。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome\_yusyutu/kome\_yusyutu.html#kisei

　　　この他にも、国によって食品添加物等の規制があるため、輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

参照：ジェトロＨＰ「日本からの輸出に関する制度」

<https://www.jetro.go.jp/industry/foods/exportguide/>

　３　日本国内の重金属及び汚染物質の基準値

　　　カドミウム：0.4mg/kg(ppm)

総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)：10µg/kg(ppb))

※　基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。

　　　本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。 輸出前に各自必ず輸出先国の関係法規を確認して下さい。